

# 常総市立岡田小学校 いじめ防止基本方針

## 1 いじめについて

### (1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。  
（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

### (2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。  
そこで、次の本校におけるいじめについての基本的な認識のもと、誰もが安心して学校生活を楽しむことができる学校づくりをいっそう推し進めていく。

## 2 いじめ防止等に関する基本理念

- ① いじめはどの児童にも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ② いじめは絶対に許されない。
- ③ いじめは卑劣な行為である。
- ④ いじめは犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。
- ⑤ いじめは生命や身体に重大な危険が及ぶ事態が発生することもある。
- ⑥ いじめは兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や、人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童の生命や身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消、再発防止のために、職員・児童・保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、誰もが安心して学校生活を楽しむことができる学校づくりを推進する。

## 3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

### (1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒と対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童等がいじめを行わず、他の児童等に対して行われるいじめ

を認識しながらこれを放置することがないようにするため、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

[いじめ防止対策委員会]

メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター  
いじめの加害児童・被害児童の担任、養護教諭

※ 協議や対応する内容に応じて組織のメンバーは柔軟に定める。

### ○未然防止のための取組

- ① 学年・学級経営の充実
  - ・一人一人の児童が生き生きと活動できる学級
  - ・基本的な生活習慣の指導
- ② 学習指導の充実
  - ・学習のきまりの徹底
  - ・基礎基本の定着
  - ・誰もが参加・活躍できる授業
- ③ 道徳教育の充実
  - ・欲求・行動・感情等の自己統制力の育成
  - ・授業参観での全クラス道徳の授業公開（保護者の授業への参加）
- ④ 特別活動の充実
  - ・児童の自発的・自治的な活動の尊重
  - ・委員会活動やクラブ活動の充実
- ⑤ 校内研修の充実
  - ・全職員の授業の研修機会の充実
  - ・「学級づくり」についての研修の継続的な実施
- ⑥ 情報モラル教育の充実
  - ・ネットいじめの予防
- ⑦ 保護者・地域社会との連携
  - ・「いじめ防止基本方針」の周知徹底
  - ・授業参観・家庭教育学級の開催、学校等による広報活動
  - ・保護者の立哨指導（毎日）
  - ・岡田小7か条の周知・指導

### （２）いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の些細な変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめではなかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

## ○ 早期発見のための取組

- ① いじめアンケートの実施
  - ・児童対象アンケート実施 毎月
  - ・学校生活アンケート実施 学期1回
  - ・保護者へのアンケート実施 年2回
- ② いじめ相談体制
  - ・教育相談の実施（年2回）
  - ・スクールカウンセラーの活用
  - ・いじめ相談窓口の設置
- ③ いじめの早期発見
  - ・休み時間や授業以外の児童の様子を観察
  - ・看護当番制の実施
- ④ 保護者・地域社会との連携
  - ・家庭での様子の変化等の連絡のお願い
  - ・地域から学校へ気軽に連絡できる体制づくり
- ⑤ 教職員の資質の向上
  - ・いじめ防止のための対策に関する研修の位置付け
  - ・報告・連絡・相談・確認・記録の実施徹底
  - ・速やかな情報共有

## （3）いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、いじめを受けた児童に寄り添い、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

## ○いじめ発見時の対応

### 取組内容

事実確認調査・情報収集・情報提供・対応の検討

- 情報の収集
- 情報の一本化・窓口の一本化→報道等への対応
  - ・「誰がどう動くのか」の決定・確認→調査班・対応班 等
  - ①発見→②情報収集→③事実確認→④方針決定→⑤対応→⑥事後観察・支援の継続
  - ・全職員に周知し、共通理解に立った共通実践の実施
  - ・保護者との連携（理解をいただいた上での情報連携と行動連携）
  - ・関係機関との連携（情報連携と行動連携）

### ①いじめへの対応

- ・いじめのサインに気付いた場合、大きな問題に発展しないように速やかに「予防的指導」を行う。

- ・いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合、速やかにこの委員会を開き、情報の共有と児童への事実関係の聴取を行い、いじめであるかどうかの判断をする。
- ・いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長を中心に全ての教員が対応を協議し、適切な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。
- ・いじめの問題について話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようとする意識を行き渡らせるようにする。
- ・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。
- ・観衆・傍観者の立場にいる児童たちにも、いじているのと同様であるということ指導する。
- ・いじめられている児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら指導を行っていく。
- ・いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすようにする。
- ・学校内だけでなく、関係諸機関や専門家等と協力をして解決にあたる。

## ② 重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第 28 条に基づき、いじめにより、生命・身体又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することと余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対処を行う。

- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ・上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- ・調査結果については、いじめをうけた生徒・保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報調査を、経過報告を含め、提供する。
- ・いじめを行った生徒・保護者に対しては、いじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育を受ける権利保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- ・いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。
- ・いじめ対策委員会で再発防止案をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

【いじめ発見時の対応組織（重大事態発生時：学校組織で調査する場合）】

### 重大事態発生時の連絡体制

- ① 発見者 → 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事 → 教務主任 → 教頭 → 校長
- ② 校長 → 市教育委員会へ（速報連絡・報告）

- ・緊急時には、臨機応変に対応する。
- ・特別支援コーディネーターや養護教諭、SSW・SC など専門的な立場から積極的に対応に加わる。
- ・必要に応じて警察等関係機関に通報する。

#### 4 その他の重要事項

##### 取組の振り返りについて（学校評価における留意事項）

- ・いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ・いじめの早期発見・対応に関する取組について
- ・学校いじめ防止基本方針の見直しについて